



(電子版)

info@jikosoren.jp

2021年 第37号 2021年9月1日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

## 厚労省 労基法・改善基準違反率、指導・送検状況 2020年 労働法令違反 タク87% バス69%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況の2020年分が公表されました。

### ◎監督指導の状況

#### 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

令和2年(2020)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
監督実施事業場数		2,780	208	288	378	3,654
労働基準関係法令違反事業場数		2,263 81.4%	144 69.2%	251 87.2%	299 79.1%	2,957 80.9%
主要違反事項	労働時間	1,320 47.5%	65 31.3%	108 37.5%	170 45.0%	1,663 45.5%
	休日	107 3.8%	2 1.0%	7 2.4%	7 1.9%	123 3.4%
	割増賃金	619 22.3%	37 17.8%	82 28.5%	98 25.9%	836 22.9%
改善基準告示違反事業場数		1,563 56.2%	85 40.9%	80 27.8%	154 40.7%	1,882 51.5%
改善基準告示違反事項	総拘束時間	855 30.8%	48 23.1%	35 12.2%	81 21.4%	1,019 27.9%
	最大拘束時間	1,144 41.2%	51 24.5%	62 21.5%	98 25.9%	1,355 37.1%
	休息期間	841 30.3%	16 7.7%	14 4.9%	74 19.6%	945 25.9%
	最大運転時間	514 18.5%	14 6.7%		38 10.1%	566 15.5%
	連続運転時間	832 29.9%	16 7.7%	1 0.3%	71 18.8%	920 25.2%

注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数

2 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)

3 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場背使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）

4 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

5 連続運転時間のハイヤー・タクシーの欄に1とあるのは、タクシー会社が運行するバスの違反

自動車運転者を使用する事業場に係る  
労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反

年 (1～12月)	項目	トラック関係	バス業	ハイヤー・ タクシー業	その他	合計
H1 1989	監督実施	4,404	72	1,080	-	5,556
	法令違反	-	-	-	-	-
	告示違反	2,296 52.1%	28 38.9%	569 52.7%	-	2,893 52.1%
H21 2009	監督実施	2,485	254	751	371	3,861
	法令違反	1,980 79.7%	195 76.8%	671 89.3%	282 76.0%	3,128 81.0%
	告示違反	1,516 61.0%	140 55.1%	385 51.3%	140 37.7%	2,181 56.5%
H22 2010	監督実施	2,666	177	779	371	3,993
	法令違反	2,159 81.0%	144 81.4%	660 84.7%	274 73.9%	3,237 81.1%
	告示違反	1,687 63.3%	109 61.6%	341 43.8%	150 40.4%	2,287 57.3%
H23 2011	監督実施	2,789	214	639	389	4,031
	法令違反	2,264 81.2%	170 79.4%	554 86.7%	284 73.0%	3,272 81.2%
	告示違反	1,774 63.6%	133 62.1%	296 46.3%	136 35.0%	2,339 58.0%
H24 2012	監督実施	4,325	570	552	560	6,007
	法令違反	3,517 81.3%	518 90.9%	482 87.3%	407 72.7%	4,924 82.0%
	告示違反	2,751 63.6%	415 72.8%	241 43.7%	233 41.6%	3,640 60.6%
H25 2013	監督実施	3,016	363	523	377	4,279
	法令違反	2,500 82.9%	282 77.7%	464 88.7%	267 70.8%	3,513 82.1%
	告示違反	1,980 65.6%	174 47.9%	222 42.4%	134 35.5%	2,510 58.7%
H26 2014	監督実施	2,765	262	502	378	3,907
	法令違反	2,311 83.6%	195 74.4%	438 87.3%	296 78.3%	3,240 82.9%
	告示違反	1,845 66.7%	147 56.1%	206 41.0%	175 46.3%	2,373 60.7%
H27 2015	監督実施	2,783	226	486	341	3,836
	法令違反	2,390 85.9%	184 81.4%	410 84.4%	274 80.4%	3,258 84.9%
	告示違反	1,944 69.9%	123 54.4%	208 42.8%	154 45.2%	2,429 63.3%
H28 2016	監督実施	3,105	487	405	384	4,381
	法令違反	2,585 83.3%	386 79.3%	351 86.7%	310 80.7%	3,632 82.9%
	告示違反	2,088 67.2%	265 54.4%	166 41.0%	180 46.9%	2,699 61.6%
H29 2017	監督実施	4,295	276	391	474	5,436
	法令違反	3,607 84.0%	231 83.7%	347 88.7%	379 80.0%	4,564 84.0%
	告示違反	2,963 69.0%	159 57.6%	176 45.0%	218 46.0%	3,516 64.7%
H30 2018	監督実施	5,109	350	462	610	6,531
	法令違反	4,271 83.6%	261 74.6%	392 84.8%	500 82.0%	5,424 83.1%
	告示違反	3,419 66.9%	177 50.6%	150 32.5%	260 42.6%	4,006 61.3%
H31・R1 2019	監督実施	3,222	246	323	492	4,283
	法令違反	2,672 82.9%	189 76.8%	295 91.3%	382 77.6%	3,538 82.6%
	告示違反	1,940 60.2%	123 50.0%	122 37.8%	201 40.9%	2,386 55.7%
R2 2020	監督実施	2,780	208	288	378	3,654
	法令違反	2,263 81.4%	144 69.2%	251 87.2%	299 79.1%	2,957 80.9%
	告示違反	1,563 56.2%	85 40.9%	80 27.8%	154 40.7%	1,882 51.5%

注. - は調査・集計の項目が異なる

監督指導の事例には、以下のようなものがあった。

### ◎事 例（バス）

#### 長時間労働のおそれがあるバス会社に対して監督指導を実施

#### 【概 要】

- 運転者の中に、1日の拘束時間が15時間を超える日が上限である週に2回を超え、4週間の平均拘束時間が上限である71.5時間を超える者が認められた。
- 36協定の上限を超えて時間外・休日労働時間を行わせている状況が認められた。また、1か月80時間を超える者が最も多い月で36名、最長で113時間労働させている状況が認められた。  
※ 当該事業場では月85時間までの時間外労働を可能とする36協定を締結していた。

#### 【指導内容】

- 1 運転者の1日の拘束時間が15時間を超える回数が1週間について2回を超えてはならないこと、また、4週間を平均した1週間の拘束時間が労使協定の上限である71.5時間を超えてはならないことを是正勧告した。

**指導事項**⇒改善基準告示違反

（最大拘束時間、1週間当たりの拘束時間）

- 2 36協定の上限を超えて時間外労働させてはならないことを是正勧告した。  
また、過重労働による健康障害防止対策として長時間労働の削減について併せて指導した。

**指導事項**⇒労働基準法第32条違反（労働時間）

**指導事項**⇒長時間労働の削減

#### 【指導後の会社の取組】

- 日々の拘束時間が随時確認できるように運行管理システムを改修し、日常的に運行状況を管理するとともに、ダイヤを見直すことで、拘束時間を改善基準告示の上限以内にまで削減した。
- 需要の変化を踏まえたダイヤ改正を適時行うことで労働時間の削減を行った。  
やむを得ず休日出勤が必要となる場合も、一部の運転者が長時間労働とならないよう調整することで、運転手間の負担を平準化し、36協定の範囲内に削減した。

#### （参考）バス運転者に係る改善基準告示

4週間を平均した1週間当たりの拘束時間

：原則65時間以内（労使協定締結の場合、71.5時間以内）

1日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

連続運転時間：4時間以内

最大運転時間：原則 2日平均で1日9時間、4週平均で1週間40時間

**◎事例（タクシー）**

不適切な歩合給制度となっているおそれのあるタクシー会社に対して監督指導を実施

**【概要】**

- 運転者の賃金が、運賃収入に応じた歩合給により支払われていたが、支給割合が段階的に上がる、いわゆる「累進歩合給」が採用されていた。かつ、歩合給部分と割増賃金部分を区分せずに、割増賃金が生じた場合、歩合給の全額から当該割増賃金分の金額が減額される賃金体系となっており、割増賃金の不払が認められた。
- 日勤勤務の運転者について、36協定の上限を超えて時間外労働を行わせ、かつ、1日の拘束時間が16時間を超え、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与える必要があるにもかかわらず、与えていない者が認められた。

**【指導内容】**

- 1 いわゆる「累進歩合給」は、長時間労働等を極端に誘発するおそれがあることから、賃金制度の見直しを指導した。  
**指導事項**⇒累進歩合制度の廃止
- 2 不足している割増賃金について支払わなければならないことを是正勧告するとともに、歩合給を含む通常の賃金に当たる部分と割増賃金に当たる部分とに区分するよう指導した。  
**指導事項**⇒労働基準法第37条違反（割増賃金）  
**指導事項**⇒賃金支払の適正化
- 3 日勤勤務の運転者について、36協定の上限時間を超えて時間外労働を行わせてはならないこと、また、1日の拘束時間が16時間を超えてはならないこと、さらに、勤務終了後、継続8時間以上の休息期間を与えなければならないことを是正勧告した。  
**指導事項**⇒労働基準法第32条違反（労働時間）、  
改善基準告示違反（最大拘束時間、休息時間）

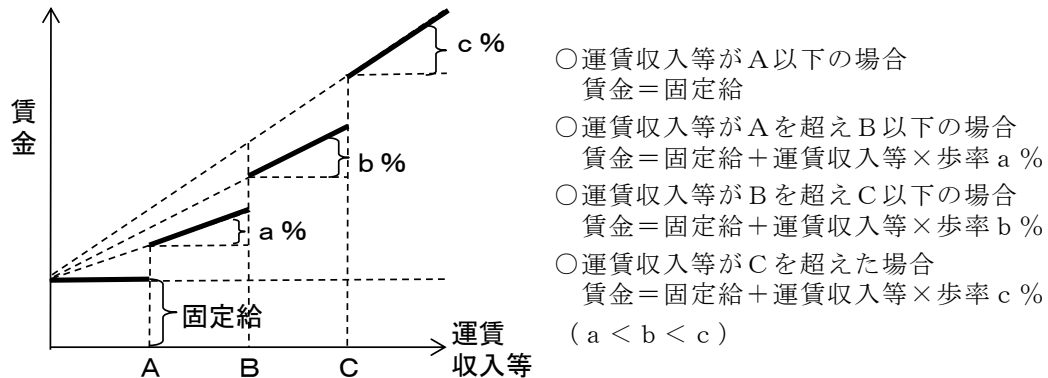
**【指導後の会社の取組】**

- 累進歩合制度を廃止し、速やかに新たな賃金体系を構築することとした。
- 歩合給総額からの割増賃金の減額を廃し、不足していた割増賃金を支払った。
- 点検時に月の時間外労働時間の状況を確認することで、時間外労働が36協定の範囲内に収まるよう労働時間を管理することとした。

**（参考）****○ 累進歩合制度の廃止について**

累進歩合制度とは、運賃収入等に応じて歩合給が定められている場合に、その歩合給の額が非連続的に増減するいわゆる「累進歩合給」などをいう（下図参照＝次ページ）。

累進歩合制度は、自動車運転者の長時間労働やスピード違反を極端に誘発するおそれがあり、交通事故の発生も懸念されることから、採用することは望ましくないとして、労働基準局長通達に基づき、その廃止を指導している。



### ○ タクシー運転者に係る改善基準告示

1 か月の総拘束時間：原則299時間以内（車庫待ち等の運転者については、労使協定締結の場合、322時間以内）

1 日の最大拘束時間：13時間以内を基本とし、延長する場合であっても原則16時間以内

休息期間：勤務終了後、継続8時間以上

休日労働：2週間について1回以内

### ◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数は、業種ごとに次のとおりであった。

#### 労働基準関係法令違反により送検した件数

厚生労働省労働基準局監督課

	暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	その他	合計
平成22	2010	67	1	12		80
平成23	2011	39	3	7		49
平成24	2012	51	5	19	5	80
平成25	2013	48	3	12	6	69
平成26	2014	40	3	6	7	56
平成27	2015	52	1	4	3	60
平成28	2016	54	2	5	7	68
平成29	2017	50	2	6	3	61
平成30	2018	42	4	5	8	59
平成31	2019	38	1	5	2	46
令和2	2020	46	4	2	9	61

## ◎国土交通省との連携

### 地方運輸機関との相互通報

自動車運送事業に従事する自動車運転者の労働条件の改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報している。

#### 【相互通報制度の実施状況】

	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
労働基準監督機関から通報した件数	1,063	692	459
労働基準監督機関が通報を受けた件数	539	527	426

### 地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方運輸機関が連携して、合同で監督・監査を行うことにより、効果的な指導を行っている。

※開始年度：ハイヤー・タクシー事業場（平成18年度）

トラック事業場及びバス事業場（平成20年度）

#### 【合同監督・監査の実施状況】

	平成30年 (2018)	平成31年・令和元年 (2019)	令和2年 (2020)
トラック	99	109	82
バス	20	16	7
ハイヤー・タクシー	43	44	16
合計	162	169	105

◎厚生労働省の発表全文は同省ホームページ参照

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_13974.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_13974.html)